

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

○ 行政書士法施行細則の一部を改正する規則

総務学事課

○ 岡山県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与規則の一部を改正する規則

保健福祉課

○ 岡山県看護学生奨学資金貸与規則の一部を改正する規則

医療推進課

○ 岡山県医師養成確保奨学資金貸与規則の一部を改正する規則

〃

（以上県例規集登載）

【告示】

○ 屋外広告物の禁止地域、許可地域及び許可地域の種別の指定の一部改正

都市計画課

○ 岡山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の変更

循環型社会推進課

○ 指定居宅サービス事業者等の指定

指導監査室

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新

健康推進課

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退

〃

目次

担当課（室）

○ 知事指定薬物の指定の失効

医薬安全課

○ 家畜検査の実施

畜産課

○ 道路の区域変更

道路整備課

○ 道路の供用開始

〃

○ 廃物と認定することが困難な放置自転車の処分

港湾課

○ 都市計画下水道の事業計画の変更認可の処分

都市計画課

【公告】

○ 公共測量の終了

監理課

【選挙管理委員会】

○ 政治団体の名称等の公表

選挙管理委員会

○ 政治団体の代表者等の異動

〃

○ 政治団体の解散

〃

○ 資金管理団体の名称等の公表

〃

○ 資金管理団体の届出事項の異動

〃

○ 資金管理団体の指定取消し

〃

【監査委員】

○ 岡山県監査事務局処務規程の一部改正

監査事務局

【監査公表】

（県例規集登載）

○ 包括外部監査の結果に関する報告の公表

〃

○ 令和元年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置の公表

〃

○ 令和二年度の監査の結果に基づき講じた措置の公表

〃

◎岡山県監査公表第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十八第六項の規定により、岡山県知事から令和元年度包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和三年三月二十六日

岡山県監査委員	小	林	義	明
岡山県監査委員	上	田	勝	義
岡山県監査委員	山	本	督	憲
岡山県監査委員	飛	山	美	保

令和元年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況

選定した特定の事件（監査テーマ）

「試験研究機関及び関連機関における財務事務の執行及び管理運営について」

監査の結果等（要約）	措置状況
第2 包括外部監査の結果（総論）	
2. 各センター共通の意見	
(1) 研究活動管理事務	
【意見】調査研究計画書等における研究コストには、事業費及び常勤職員人件費以外の直接費用及び間接費用も含めるべきである。	
<p>「費用対効果」とは、ある費用（コスト）を消費したとき、どれだけ効果があるかということ測定する概念であり、逆に言えば、ある効果をあげるのにどれだけ費用（コスト）を消費したかを把握する概念ともいえる。研究活動に「費用対効果」という発想は馴染まないという考えもあるが、「限られた行政資源を有効に活用し、試験研究を効率的・効果的に推進するため」という岡山県の「試験研究評価に関する指針」の趣旨からしても「費用対効果」と無関係に研究活動を実施することはできないといえる。個々の研究成果の顛末を明らかにし、期待される成果はでたのか（効果面）、成果がでたのであれば費用（コスト）はそれに見合っているかどうか（費用面）を評価するために、まずは各研究の研究計画書等において、研究の費用（コスト）を適切に把握しなければならないと考える。</p> <p>企業会計審議会が設定した「原価計算基準」第1章原価計算の目的と原価計算の一般的基準3原価の本質において、「原価」は、経済価値の消費であり、経営において作り出された一定の給付に転嫁される価値であり、その給付にかかわらせて把握されたものとされている。また、企業会計審議会が設定した「研究開発費等に係る会計基準」2研究開発費を構成する原価要素では、研究開発費には、人件費、原材料費、固定資産の減価償却費及び間接費の配賦額等、研究開発のために費消されたすべての原価が含まれるとされている。</p> <p>この企業会計の考え方を参考にするならば、研究開発機関における費用（コスト）は、この研究成果に転嫁される価値であり、それを適切に評価しようとするならば、直接</p>	<p>地方自治体では、現金主義会計を基本としていることから減価償却費等間接経費の把握等には課題があるが、統一的な基準による地方公会計制度の取組や行政評価等その他の評価制度の状況も踏まえ、間接費用の適切な把握方法について研究してまいりたい。</p>

<p>原価のみならず、非常勤職員の人件費や当該研究のみに使用する機械設備の減価償却費などのその研究の直接費用（コスト）であるものについては当然のことながら、研究所建物等の共用資産の減価償却費や事務職員の給与などの間接費用（コスト）についても研究計画書等における予算の範囲に含めるべきである。</p>	
<p>(2) 支出及び契約事務</p>	
<p>【意見】物品以外の重要な修繕費の特命随意契約についても公表すべきである。</p>	
<p>現在、岡山県では、特命随意契約について、物品の修繕については100万円以上の契約が公表されているが、物品以外の建物等の修繕については、公表されていない。一般的に建物等の修繕の方が金額も大きく、重要な契約が多いと思われることから、同様に公表することが望まれる。</p>	<p>現行では、特命随意契約公表の対象としては、物品調達及び業務委託関係のみとなっているが、建物等の修繕についても公表すべきものと考えており、今後、その方法等について検討してまいりたい。</p>
<p>第4 包括外部監査の結果（各論）</p>	
<p>1. 環境保健センター</p>	
<p>(1) 研究活動管理事務</p>	
<p>【意見】情報化推進会議について、開催頻度等あり方を再検討すべきである。</p>	
<p>情報化推進会議について、要綱には「原則として1ヶ月に1回の会議を行う。」こととなっているが、平成30年度における情報化推進会議の開催は平成30年5月28日の1回のみであった。また、「情報化推進要綱」の最終改訂施行日は平成21年4月1日になっており、最終改訂からすでに10年以上経過していることから、要綱内容についてその見直しの要否について再検討することが望まれる。</p>	<p>情報化推進要綱の内容を見直し、改正した。 会議の開催頻度については、業務の達成のため、必要に応じて開催することとし、令和2年度は3回開催した。</p>
<p>【意見】環境保健センター調査研究等検討協議会の開催手法を検討すべきである。</p>	
<p>環境保健センター調査研究等検討協議会について、平成30年度は、構成員委員の日程が合わず会議の開催はなく、書面会議となっていた。今後も、要綱どおりの会議自体の開催が日程調整等の都合上難しい場合があるのであれば、書面会議よりも協議の活性化が期待されるテレビ会議や電話会議等による開催方法を検討すべきである。</p>	<p>開催方法を見直し、令和2年度の当該協議会は、環境関係は11月に、保健関係は12月にそれぞれweb会議の形式で開催した。</p>
<p>(2) 収入事務</p>	

該当なし	
(3) 支出及び契約事務	
【意見】岡山県と岡山市の地方衛生研究所の効率的な事業の実施について再考すべきである。	
<p>大阪では、大阪府立公衆衛生研究所と大阪市立環境科学研究所が統合し、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所を設立した。大阪府と大阪市のエリア内での二重行政の観点から統合したものだが、統合かつ地方独立行政法人への移行により、パンデミックへの対応、機動性、自立的経営による機能強化なども検討されていた。</p> <p>岡山県環境保健センターと岡山市保健所衛生検査センターについて、現状では役割分担がなされているとのことであるが、一つの法人とすることで、危機事象発生時において柔軟な対応が可能になるのではないかと思われる。また、現状においても多額の設備・機器等の修繕料が発生している中、今後はさらに設備・機器等の老朽化が進み更なる財政負担が発生すると思われるが、統合により、検査機器等の重複がなくなり、費用削減効果も期待できる。大阪府と大阪市のように統合することは難しいということであれば、検査や感染症への対応、環境汚染への対応などについて、岡山市と合同又は連携して実施した方が効率的、効果的に実施できる事業はないか、更なる検討が望まれる。</p>	<p>岡山県と岡山市は、平成25年4月1日付けで、平常時から、地域保健対策に関する情報交換等を行うとともに、健康被害の発生時における必要な協力を行うなど、緊密な連携を図ることを基本的事項として、「地方衛生研究所設置要綱に基づく試験検査及び調査研究に関する包括協定」(以下「包括協定」という。)を締結したところである。</p> <p>岡山市保健所衛生検査センターでは、設備面等により実施困難な検査があることから、一定レベル以上の検査については、この包括協定に基づき、岡山県と共同で実施しており、岡山市が必要経費の負担をする枠組みとなっている。</p> <p>このほか、岡山県環境保健センターでは岡山市職員を特別研修生として受け入れ、県職員と共同で調査研究を行うなど、人的にも両者の連携を深めている。こうした連携体制が構築されていることから、新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査の実施においても、岡山市からの派遣職員も含めた検査体制により、日々持ち込まれる検体に的確に対応している。</p> <p>今後も、この包括協定を踏まえながら、連携の向上に努めるとともに、よりよい連携のあり方を検討してまいりたい。</p>
(4) 財産及び物品管理	
該当なし	
(5) 人事評価及び勤怠管理	
該当なし	
2. 工業技術センター	
(1) 研究活動管理事務	
【意見】出前講座の提供件数を増やすための仕組みを検討するとともに、出前講座の必要性について、再検討すべきである。	

工業技術センターの成果の普及手段の1つでもある出前講座について、より広く均等にサービス提供するためのさらなる仕組みづくりが必要である。また、同時にその必要性についても再検討し、年間20件の枠が需要に対して過大であると判断されるならば、当該枠を削減し、削減分の人的資源等を他の重点業務にあてるべきと考える。

本講座は、企業からの要望に基づき、職員が企業に出向いて希望分野の入門編的な知識を紹介し、企業の研修会をサポートするものであるが、本年度当初、コロナ渦のためにやむを得ず受付を停止した。そこで、新たな取組として、本講座のプレゼン資料を提供することとしたところ、12社から計21講座の申請があった。

また、過去5年間で計67講座を実施し、アンケートでは、業務に活用できそうとの意見を多数いただくなど、好評を得ている。このことから、十分な実績と効果があり、本講座の必要性は高いと考えている。

なお、人的資源等を鑑み、年間20件を限度に開催しているところであるが、枠を削減することは企業にとって受講機会の喪失につながるため、当該枠の削減は行わない。

(2) 収入事務

【意見】工業技術センターの設備開放利用について、利用促進のために利用者の意見を取り入れることが望ましい。

設備開放利用について、設備使用制度に基づく利用実績がない機器が見受けられることから、利用促進のために、利用者の意見を取り入れることが望まれる。例えば利用者アンケートなどを実施して、要望を分析し、利用促進に繋がる方法を検討することが考えられる。

また、毎年、機器についての棚卸を実施しているとのことなので、現物を確認すると同時に、より一層、機器の利用状況も詳細に把握し、利用されていないものについては、今後センターとして必要かどうか検討し、必要性がないと判断したものについては、別の部署への異動や、売却を検討することが望ましい。

機器整備にあたり、技術相談や設備利用の際に寄せられる意見や要望等を分析し、企業の利便性の向上等を勘案したうえで、当センターの研究開発での必要性や維持費などを考慮して総合的に判断を行っている。なお、当センターにおける研究開発の推進が機器導入の第一目的であり、研究での利用に加えて、開放利用にも供しているところである。そのため、研究開発の推進のために職員が利用しているものの、設備使用制度に基づく利用実績がある年もあればない年もある機器が一定数生じることはやむを得ないと考えている。

また、機器の必要性を随時判断し、将来にわたって利用が見込まれないと判断したものについては、適切に処分を行っている。

【意見】工業技術センター業務報告書における「設備利用業務」の「地域別取扱状況」の企業数について実態を表す社数を記載すべきである。

<p>設備開放利用については、使用料を徴収しているものの、県で実施しているサービスであることから、偏りなく広く利用されることが望ましい。そのためには、利用企業数の実績を把握する必要がある。「業務報告書」には、利用企業数の実態がわかるデータを集計して、実績として報告すべきと思われる。</p>	<p>「業務報告書」に、利用企業の実態が把握できるデータとして、取扱いのあった事業所数を新たに記載する。</p>
<p>【指摘事項】 受託研究費の単価の積算は規程通りに計算すべきである。 【意見】 受託研究費の単価の計算基礎と設備利用の機器の単価の計算基礎はあわせることが望ましい。</p>	
<p>研究費積算の内、設備維持管理費（実際は設備の取得原価の償却費相当額である）について、1時間当たりの単価を算出する際に、「岡山県工業技術センター受託研究費徴収規程」では、2,000時間を使用するところを、平成29年度の職員の延べ勤務時間数の実績時間である1,891時間を使用していた。規程どおりの計算式で単価を計算すべきである【指摘事項】。</p> <p>なお、設備開放利用の機器の使用料の単価の計算においても、設備の償却費相当額が積算されるが、その「平成29年度使用料・手数料単価表」においては、「1,900時間とする。（1,891時間を切り上げ。）」となっており、それぞれの規程等々で、実績の1,891時間を使用するか、1,900時間か、2,000時間か異なっているため、誤りが生じやすいと思われる。統一することが望まれる【意見】。</p>	<p>研究費積算のうち、設備維持管理費については、「岡山県工業技術センター受託研究費徴収規程」に基づく時間で単価を再計算し、研究費に差額が生じた契約については、相手方へ返還した。</p> <p>なお、それぞれの規程等々で設定されている時間については、計算の対象や性質が異なることから、これまでどおり各々の時間で算定を行う。</p>
<p>(3) 支出及び契約事務</p>	
<p>該当なし</p>	
<p>(4) 財産及び物品管理</p>	
<p>【意見】 実施料算定基準について再考すべきである。</p>	
<p>他県の試験研究機関では一時金を徴収するところが少なく、知的財産を県内企業等が利用しやすくなっている。岡山県においてもこれに倣い、一時金を徴収せず、別の方法で出願費用等を回収することを検討すべきである。やむを得ず一時金の制度を残すのならば、一時金のみ適用する実用化率等の係数を導入するなど、一時金の大幅減額が可能となるよう実施料算定基準（一時金の算定基準）を見直すべきである。</p>	<p>県内企業等が、県の知的財産を利用しやすくなるよう、一時金の見直しを検討している。</p>

【意見】実施補償金について事務負担を考慮し、算定方法を再考すべきである。

少額（一定額、例えば1件/1発明者あたりの金額が1千円）の実施料収入については、実施補償金を支払わないようにする等により事務負担、手数料負担の軽減を検討すべきである。

開発者である職員が退職する際には、定額（例えば登録補償金と同額）あるいは過去の実施料収入をもとに計算した金額（年間平均収入額×特許権の残り年数）等を支払うことにより、退職者に退職以降の実施補償金の請求を放棄させることを検討すべきである。

実施補償金についてはその実施（利用）状況に着目し、譲渡収入・実施料収入から当該特許権の出願・維持等に要した経費を除いた金額を基準にする等の検討をすべきである。

なお、上記については、開発者である職員個人の意向や研究意欲に留意して実施すべきである。

実施補償金の見直しに向けて、特許法第35条第5項に基づく発明者等との協議を行っているところである。

(5) 人事評価及び勤怠管理

該当なし

(6) 中国5県との連携について

【意見】他県の研究機関とのさらなる連携を検討すべきである。

大阪府では、地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所と、地方独立行政法人大阪市立工業研究所が平成29年4月に統合され、地方独立行政法人大阪産業技術研究所となった。主に大阪府と大阪市の二重行政の観点から統合したものであるが、統合の検討結果の報告を見ると、統合してスーパー公設試になることにより、国際基準対応の推進、産学官連携によるオープンイノベーションの推進、技術力の結集による成長分野の研究開発が可能になると検討されていた。

多くの地方公設試は、限られた人数で、多岐にわたる技術相談や設備の開放利用、共同研究等の業務の遂行にあたっており、ものづくり企業の技術支援には専門性の高い知識と経験が必要とされ、地域に根差した地場産業の存在についても様々であり、各々の公設試ですべての分野を網羅して支援を行うことは難しいとのことである。また、試験研究や開放利用に供する設備についても、限られた予算のなか、求められるす

公設試験研究機関（公設試）相互及び公設試と国立研究開発法人産業技術総合研究所（産総研）との協力体制を強化し、産業の発展及びイノベーションの創出に貢献することを目的として運営されている産業技術連携推進会議（産技連、事務局：経済産業省、産総研）の活動を通じ、他機関との様々な連携に取り組んでいる。

中国5県との連携については、産技連の地域部会である中国地域部会において、精密加工分野の共同研究に取り組むとともに、各分野において情報共有を進めている。また、5県の公設試が保有する機器のデータベースを運用して域内利用者の利便性向上を図るなど、緊密な連携を進めており、令和元年度に、本取組に対して産技連から感謝状を授与されたところである。

さらに、全国における連携として、産技連の技術部会を通じて、40機関による共同研究「ナノ分散ポリマーアロイの

<p>すべてのものを独自に整備することは現実的ではないとのことである。</p> <p>このような状況において、まずは、中国5県をはじめとする近隣公設試との連携を実施していくことが重要であると思われる。各公設試が保有する技術や設備に関する情報を共有して有効活用を図るとともに、公設試が協力して効率的に技術開発をすすめる広域的な共同研究に取り組むことも有効である。以上より、他県の公設試とのさらなる連携を検討していくことが望ましい。</p>	<p>接着性評価」などの広域的な共同研究に参加するとともに、各分野別の分科会や研究会に参加し、情報共有を進めている。</p> <p>今後とも、産技連の活動を有効に活用し、他県公設試とのさらなる連携に取り組むこととしている。</p>
<p>3. 農林水産総合センター 農業研究所</p>	
<p>(1) 研究活動管理事務</p>	
<p>【意見】ふるさと納税における返礼品が農産物の場合の申請受付時期を再考すべきである。</p>	
<p>ふるさと納税における返礼品は、あくまでも寄附に対するお礼であるものの、県産品を返礼品とすることは県産品のPRになる。年末で全国的にふるさと納税を検討する人が多い時期に、夏に出荷時期を迎える県産品が対象外となっていることで、当該県産品のPR機会が十分に確保されていない。次の夏に出荷時期を迎える県産品についても返礼品とすることを検討すべきである。</p>	<p>ふるさと納税の返礼品は県産品のPRも目的としているものの、次年度の返礼品の予約を受け付けることは、次年度のふるさと納税に係る事業を実施することとなり、予算の議決を得る前の年末時点での予約受付は考えていない。</p>
<p>(2) 収入事務</p>	
<p>【意見】ホームページの所有知的財産権の一覧表は適時に更新すべきである。</p>	
<p>ホームページの所有知的財産権の一覧表は適時に更新する必要がある。</p>	<p>県の知的財産の利用促進を図るため、特許登録など知的財産権に増減が生じた場合、速やかにホームページの一覧表を更新することとした。</p>
<p>【意見】知的財産の請求管理方法を再考すべきである。</p>	
<p>請求もれのミス防止策として、例えば契約の一覧表に、それぞれの契約の請求月を記載しておき、利用者からの実施状況報告書が来て調定の手続をしたらチェックを付けるなど、請求管理を実施することが望まれる。</p>	<p>知的財産の適切な請求管理を図るため、新たに実施報告期限等を記載した実施許諾進行管理表を作成し、これをもとに許諾先の実施報告や調定手続の状況を確認することとした。</p>
<p>(3) 支出及び契約事務</p>	
<p>【意見】同じ業者に対する少額の発注が多い場合、発注方法を再考すべきである。</p>	

<p>業者に対する支払について、地方公共団体としては、法の規制により支払い遅延を防止することが重要であり、県の支払ルールに沿った支払方法を実施している。しかし、文房具や消耗品など、少額のを月に何度も同じ業者に発注している場合は、毎月定期的な日にちを決めて、とりまとめて発注するなど、決裁の件数やシステムへの入力作業を減らして効率的に手続きが実施できるよう検討することが必要と思われる。</p>	<p>用度課においては、スケールメリットによる経費節減などの観点から、共通に使用する頻度の高い事務用品等を「用品」に指定し、各課からの用品要求及び在庫状況を勘案して定期的な発注を行うとともに、各課に対しては、用品の計画的な要求を要請しているところである。</p> <p>県事務所においても、計画的な物品購入が行われるよう出納員連絡会議等で徹底を図る。</p>
<p>【意見】 決裁手続及び物品要求手続についてシステム化の検討が望まれる。</p>	
<p>決裁手続を電子化して、請求書等の書類のPDF化を認めることにより、決裁書類を削減することが可能となり、また書類をセンターに持ち込む手間も省ける。以前、一度実施されたことがあるということだが、時期をみて再度、決裁手続の電子化について検討することが望まれる。</p>	<p>今後、県庁のデジタル化の取組を進めていく中で、決裁手続の電子化についても検討してまいりたい。</p>
<p>(4) 財産及び物品管理</p>	
<p>【意見】 除却処理にあたっては備品整理簿を正確に更新する必要がある。</p>	
<p>処分申請に従って正確に備品整理簿を記録すべきである。また誤った記録が継続しないよう定期的に備品整理簿の正確性を検証する必要がある。</p>	<p>備品整理簿を9月末までに再点検し、記録を正確にするとともに年度末に漏れがないかの再確認を行った。</p>
<p>【意見】 金庫内保管物一覧表を作成し、定期的に現物と照合すべきである。</p>	
<p>金庫内保管物一覧表を作成し、定期的に金庫内の現物確認を実施することが望まれる。</p>	<p>金庫内保管物一覧表を作成し、四半期に一度、出納員が金庫内の現物確認を実施することとした。</p>
<p>(5) 人事評価及び勤怠管理</p>	
<p>該当なし</p>	
<p>4. 農林水産総合センター 生物科学研究所</p>	
<p>(1) 研究活動管理事務</p>	
<p>該当なし</p>	
<p>(2) 収入事務</p>	
<p>【意見】 貸出施設機器の利用方法や利用実績を公開すべきである。</p>	

<p>県の歳出で購入した高額な機器等を有効に活用し、県内産業の活性化に寄与するためにも、具体的な利用方法や利用実績の公開等により県内企業が利用しやすい環境整備に努める必要がある。</p>	<p>当研究所では、企業との共同研究を円滑に実施するとともに、機器等を有効に利用する観点から施設や機器等の貸出制度を設け、当研究所ホームページに利用方法等について公開している。 また、利用があれば実績を公開することとしている。</p>
<p>(3) 支出及び契約事務</p>	
<p>該当なし</p>	
<p>(4) 財産及び物品管理</p>	
<p>【指摘事項】 生物科学研究所の毒劇物の管理規則を見直し、現物確認を定期的実施する必要がある。</p>	
<p>毒劇物については、定期的な現物確認を実施する必要がある。 また、毒劇物の管理規則には、定期的な現物確認の手続を規定すべきである。 さらに、県立の各研究所ではそれぞれ独自に管理規則を作成しているが、例えば管理台帳の作成や、現物確認などの基本的かつ重要な手続については、共通とするか、欠落している研究所がないか確認する必要がある。</p>	<p>管理規則を廃し、他の研究所と同じく定期的な現物確認の手続等を規定した毒物及び劇物の管理に係る運用管理要領を新たに定めた。 毒劇物の数量を把握するため、毒劇物ごとに毒劇物等管理台帳を作成し、現在量及び使用量の記録を行い、各グループ長が管理責任者として、年2回、保管数量と管理台帳の数量を照合し、管理台帳に記録するとともに、所長にその結果を報告することとした。 また、その他の研究所の管理要領について、現物確認などの手続きが定められていることを確認した。</p>
<p>【意見】 各研究グループの部屋に保管されている毒劇物についても受払表を作成し管理する必要がある。</p>	
<p>各研究グループの部屋で保管している毒劇物についても、受払表を作成し、適切な場所に保管すべきである。また、「毒劇物及び危険物の保管に関する規則」第5条(2)に定める「分有」であれば、試験、実験単位での必要最小量、最短期間とすべきである。</p>	<p>新しい運用管理要領では、毒劇物等管理台帳を作成し、管理責任者が各グループで適切な場所で保管することとした。 また、研究所で共通の保管は廃止した。</p>
<p>【意見】 倉庫の備品・消耗品について整理が必要である。</p>	
<p>備品・消耗品の管理の効率化等のため、倉庫内を整理整頓するべきである。</p>	<p>職場会議で整理整頓を指示し、整理を行った。</p>
<p>【意見】 毒劇物の台帳管理を網羅的かつ正確なものにする必要があり、バーコード管理の適切な利用を検討すべきである。</p>	

<p>できるだけ現状の管理方法を変えずに、網羅的かつ正確な管理を実施するには、以下の方法が考えられる。</p> <p>(ア) まずは先の意見のとおり、共有在庫だけでなく、各研究グループの在庫についても、日々の受払を管理する手書きの受払表を作成する。</p> <p>(イ) (ア) の手書きの受払表について、定期的な現物確認を実施する。</p> <p>(ウ) 定期的に、手書きの受払表と、購入データ等から作成した、研究所全体の在庫一覧表を照合する。</p> <p>さらに、効率的な管理を検討するのであれば、在庫管理のパッケージソフトを準備し、受払入力と現物確認の際にバーコードリーダーを利用して、手書き受払表をシステム化することが考えられる。</p>	<p>各グループが管理する全ての毒劇物について、バーコードを貼付する前の毒劇物を含めて報告を求め、各グループで容器ごとに整理番号を付した。</p> <p>また、4月時点の毒劇物の残量を量り、毒劇物等管理台帳を整備し、日々の受払を記録することとした。</p> <p>手書きの受払表は、毒劇物等管理台帳として、エクセル形式で記録され、管理責任者は年に2回、保管数量と管理台帳の数量を照合し、管理台帳に記録するとともに、所長にその結果を報告することにより当研究所全体の在庫量を把握することとした。</p>
<p>【意見】 生物科学研究所の利用可能設備についてホームページの一覧表を適時に更新すべきである。</p>	
<p>ホームページの一覧表を利用可能な設備の情報となるよう適時に更新すべきである。</p>	<p>ホームページの利用設備一覧を更新し、今後は適時更新することとした。</p>
<p>(5) 人事評価及び勤怠管理</p>	
<p>該当なし</p>	
<p>5. 農林水産総合センター 畜産研究所</p>	
<p>(1) 研究活動管理事務</p>	
<p>該当なし</p>	
<p>(2) 収入事務</p>	
<p>該当なし</p>	
<p>(3) 支出及び契約事務</p>	
<p>該当なし</p>	
<p>(4) 財産及び物品管理</p>	
<p>【指摘事項】 160万円以上の重要物品の現物確認について実施されていない。</p>	
<p>本庁用度課からの依頼書「平成30年度物品会計決算等に係る調査等について(依頼)【調査上の留意事項】」に基づき、160万円以上の重要物品については、年に1度、現物確認を実施する必要がある。</p>	<p>年に1度全ての重要物品の現物確認及び台帳等関係書類との突合を厳重に実施し、確認日・確認者・物品の状況等を指定重要物品一覧に追記し、記録することとした。</p>

<p>【意見】まきばの館のレストラン内の物品販売について販売物品を再考する必要がある。</p>	
<p>まきばの館は、畜産に対する理解醸成を進め、畜産物の消費拡大を図るため、ふれあいゾーンとして整備されたものではあるが、売店には、畜産物の加工品だけでなく、例えば、森林研究所で制作された木材加工品や、工業技術センターの備前焼きなど、県産品をアピールするような物品を置くことが考えられる。物品管理が無理な場合は、逆に売店のスペースを縮小するなど、工夫することが望まれる。</p>	<p>まきばの館は、県の行政財産であるが、館内レストランについては、民間企業が運営し、県はその運営に直接関与していないことから、県、関係機関、当該企業で組織する「まきばの館の施設自体の活性化を図る委員会」において県産品展示コーナーを設けるなどの提案を行っていく。</p>
<p>【意見】未使用機械を把握し有効活用を検討すべきである。</p>	
<p>160万円以上の重要物品について、年に1度、現物調査を実施する際に、使用状況も同時に把握し、使っていないものがあれば、他の部署での有効活用や売却処分などを検討することが望まれる。</p>	<p>現物確認において、使用状況についても把握し、有効活用（他の研究所で利用及び不用品の情報提供）を検討する。</p>
<p>【意見】「毒物及び劇物の管理に係る運用管理要領」における現物と管理台帳の数量の照合を複数人で実施する必要がある。</p>	
<p>毒劇物の管理要領において、現物数量と管理台帳の数量を照合する手続については、担当者が1人で現物確認し、所長に報告することとなっているが、その中で例えば年1回は複数名で現物確認するなど、定期的に複数名で現物確認を実施する規程にすることが望まれる。これについては、畜産研究所以外の研究所についても同様である。</p>	<p>畜産研究所を含む各研究所において、複数名での現物確認を実施するよう規程を改正することとした。</p>
<p>(5) 人事評価及び勤怠管理</p>	
<p>該当なし</p>	
<p>6. 農林水産総合センター 森林研究所</p>	
<p>(1) 研究活動管理事務</p>	
<p>【意見】木材加工研究室におけるヒノキ製品等のPRについて積極的に実施すべきである。</p>	
<p>森林研究所木材加工研究室の展示研修・加工棟には木材加工品の展示がなされているが、その他の研究所のPR施設（例えば畜産研究所のまきばの館）では木材加工品の展示はない状況である。</p> <p>例えば、木材加工研究室のPR製品である木材加工品を畜産研究所のまきばの館にて常時、展示販売するといった各研究所の相</p>	<p>県産品を他の研究所で展示することについて検討する。</p>

互PR活動をより積極的に実施することが望まれる。	
(2) 収入事務	
該当なし	
(3) 支出及び契約事務	
該当なし	
(4) 財産及び物品管理	
【意見】備品の廃棄処理について備品整理簿に反映されていない。(木材加工研究室)	
取得・廃棄等の都度、備品整理簿は適時に更新することが望まれる。	職場会議等で適時の事務処理を周知し、取得・廃棄等の都度、備品整理簿を更新することを徹底した。
【意見】薬品用ケースのシールについて実態にあわせるべきである。(林業研究室)	
薬品用ケースの用途が変更となった時点で、ケースに貼付しているシールを貼り替え、内容物の実態に合ったシールを貼付する必要がある。	表示していたシールについて廃棄し「薬品庫」の表示に貼り替えた。
(5) 人事評価及び勤怠管理	
該当なし	
7. 農林水産総合センター 水産研究所	
(1) 研究活動管理事務	
該当なし	
(2) 収入事務	
【意見】種苗等の売払い価格の積算について適正なコストを集計することが望まれる。	
種苗売払い価格については、近隣の取引価格の影響を受けて決まるため、掛かったコストをすべて転嫁できるものではないが、適正なコストを算出することは、原価を管理する上で重要である。適切な原価を計算した上で、売却額との差額を把握しておくことが望まれる。 光熱水費についても、厳密な計算は難しいとのことであるが、一定の按分計算で算出し、コスト計算に含めることが望ましい。	人件費や光熱水費などを集計し、適正なコストを把握することとした。
(3) 支出及び契約事務	
該当なし	

(4) 財産及び物品管理	
【意見】 資産管理シールについては現物に適切に貼付けるべきである。	
<p>資産管理用シールは固定資産台帳に計上時に貼付し、剥がれや破損等が発生した場合は適時に貼り直しすべきである。</p>	<p>剥がれや破損しているシールについては再交付し貼付した。</p>
【意見】 棧橋跡について早急に撤去すべきである。	
<p>水産研究所は水圏環境及び生態系の保全などを主な活動内容としているにもかかわらず、海の景観や環境に悪影響を与える棧橋跡が適時に取り除かれていない。水産研究所の事業意義を尊重し、海の景観や環境に悪影響を与える当該棧橋跡を適時に取り除くべきである。</p>	<p>海上安全対策上対応が必要であり、棧橋跡の撤去について検討する。</p>
【意見】 金庫のテンキーは定期的に変更すべきである。	
<p>金庫内の物品管理のためにも、年に1度は実査を行い、パスワードも定期的に変更をすることが望まれる。</p>	<p>年に1度、所属長による実査を行うこととする。また、パスワードについても庶務担当者が異動するごとに変更する。</p>
(5) 人事評価及び勤怠管理	
該当なし	